

柔軟性のある道路構造令のあり方検討委員会
提言の概要

道路構造令の概要

<道路構造令の趣旨>

- ・ネットワーク性、不特定多数の利用
- ・車両の規格等との調整
- ・土地収用等の範囲・根拠の明確化

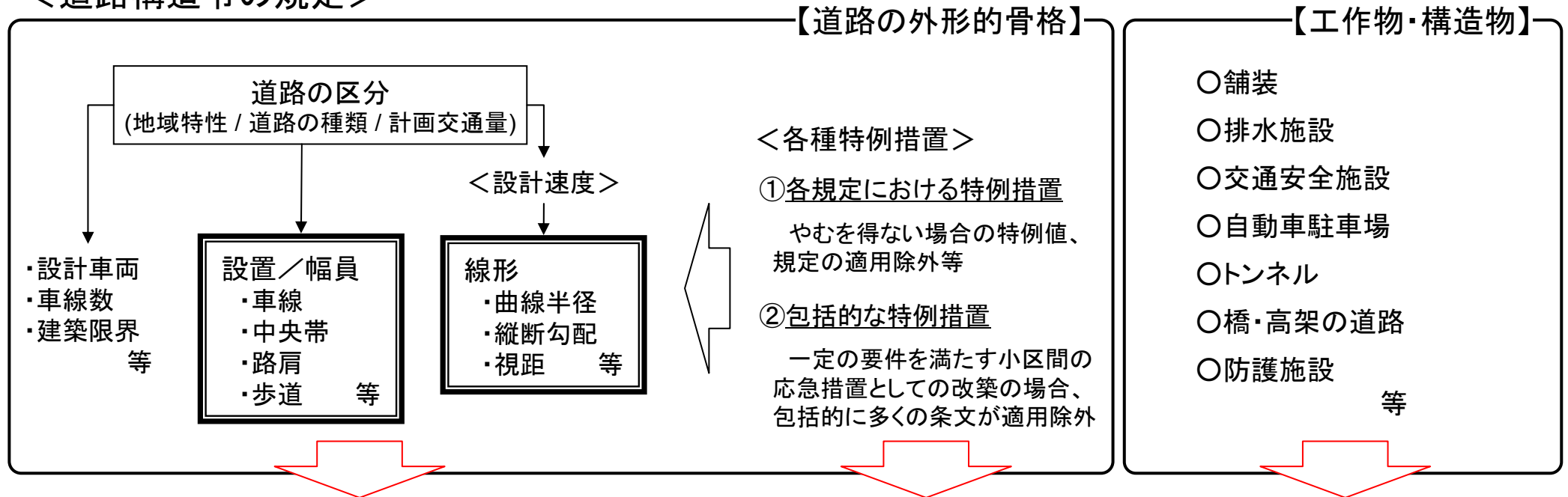
規範性

- ・求められる多様な機能
- ・多様な自然的・外部的条件
- ・その他の地域の状況・ニーズ

柔軟性

- ① 安全性、円滑性の確保等の観点から最小限保持すべき基準
- ② 多くの特例措置などの柔軟規定が盛り込まれ、幅広い運用が可能
- ③ 道路管理者自らの裁量と責任に基づいた自立的運用が前提

<道路構造令の規定>



・ 定量的な規定は線形や幅員に関するものに概ね限定
(Om以上、Om標準等、運用幅を持った規定)

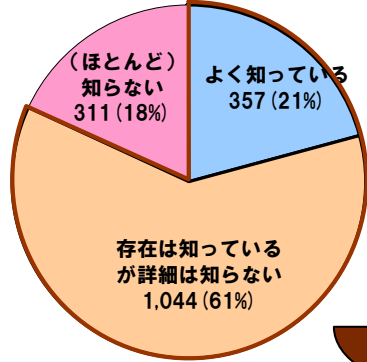
・ 2段構えの柔軟規定

・ 性能規定や設置要件に関する定性的な規定

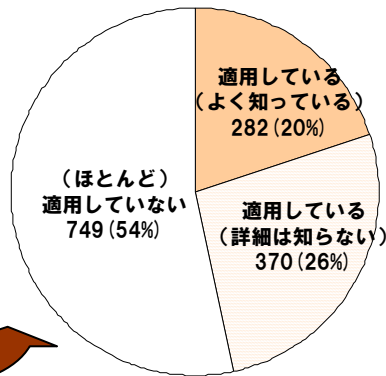
道路構造令の運用実態（アンケート結果概要）

①柔軟規定の認識・適用状況

◆柔軟規定の認識

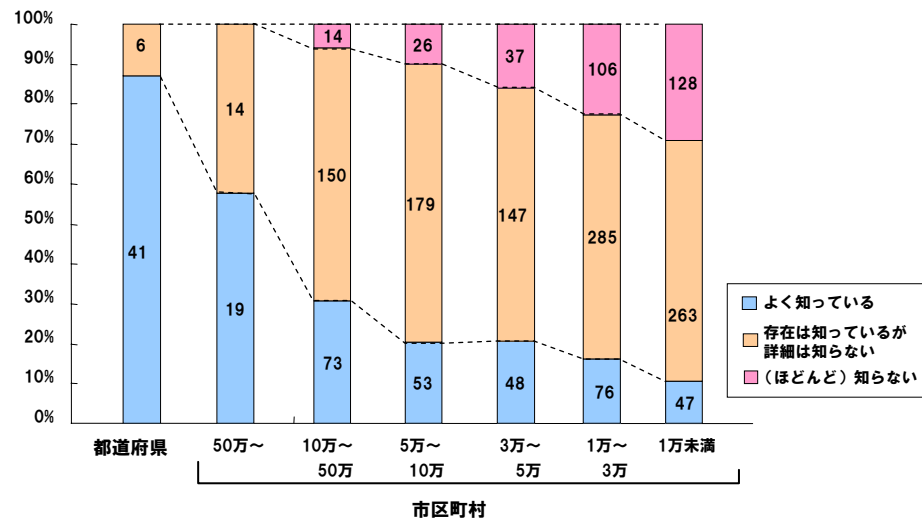


◆柔軟規定の適用状況



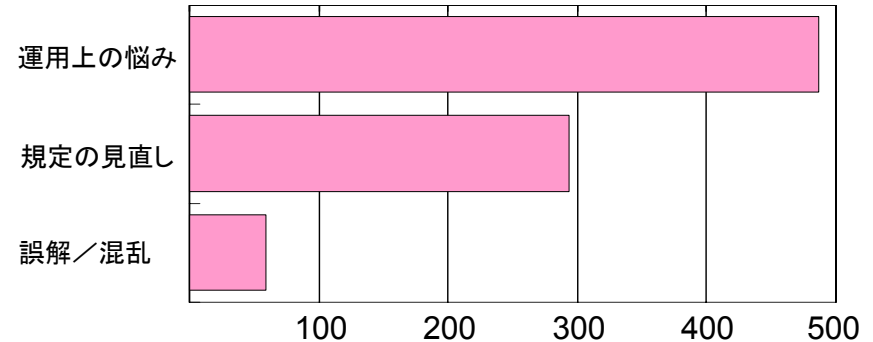
- 柔軟規定への認識は低い
- 柔軟規定を認識していても、**多くが適用していない**

②都道府県／市区町村(人口規模)別の比較



人口規模の**小さな地方自治体**ほど、**認知度が低い**

③支障事例・見直しニーズ



(1)運用上の悩み

- ①規定の解釈や判断の困難さ
⇒柔軟規定の適用条件等
- ②事例集・判断基準の明確化へのニーズ
- ③その他設計上の悩み等

(2)規定の見直しに関する意見

- ①線形に関する規定(小規模な道路の現道改築)
- ②幅員に関する規定(歩道・自歩道)
- ③その他道路の区分に関する規定等

(3)誤解/混乱が窺える意見

- ・不正確な理解、制度の性格への誤解等

※アンケート調査について

- ・対象:全ての都道府県、市区町村(自治体数:1857)
- ・調査項目:柔軟規定への認識と活用状況(選択式問)
支障事例・見直しニーズ(記述式問)
- ・①、②については1712自治体より、③については511自治体より回答

改善策の方向性

<アンケート結果>

(1) 趣旨が認識されていない

(2) 柔軟規定が十分に活用
されていない

(3) 見直しニーズのある規定

<改善策の方向性>

1. 運用面での取組

(1) 趣旨の周知と意識改革

【趣旨の周知】

○道路構造令の趣旨

- ・最小限保持すべき基準
- ・多くの柔軟規定

○自立的運用

- ・道路管理者の裁量と責任
⇒「使いこなす」姿勢へ

【対象】

- ・全ての地方自治体への浸透
- ・国の職員の理解も必要

(2) 柔軟規定の活用促進

【事例の共有】

- ・柔軟規定の活用・工夫事例
- ・ローカルルール策定事例

【技術的サポート】

- ・研修の活用、相談への対応

【不断の見直し体制の構築】

- ・継続的な運用実態の把握

<留意事項>

- ・新たな拘束とならないように
- ・多様な道路整備を阻害しないように
- ・対等関係の徹底

2. 規定面での取組

(3) 見直しを含めた検討

【小規模道路の線形】

- ・安全性の検証
- ・現行規定での対応の可能性

等

【歩道等の幅員】

- ・自転車、歩行者空間の充実への社会的要請にも配慮
- ・現行規定での対応の可能性

等

【その他道路の区分等】

学術的知見の蓄積を含め、
中長期的視野で検討